

ひょうご市民農園推進事業実施要領

第1 趣旨

自然と親しみ、自然と共に生きることを実感しながら、食と「農」に親しむ「楽農生活」を実践する身近な農作業体験の場となる「市民農園」の開設や運営改善の取組支援に資するひょうご市民農園推進事業を実施するに当たり、必要な事項を定める。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、市民農園（市民農園整備促進法第2条第2項に該当ものに限る）の新設や運営改善に取り組む市町、農業協同組合、3戸以上の農業者の組織する団体、NPO法人及び（公社）ひょうご農林機構とする。

第3 事業内容

本事業は、以下の取組を行うことができる。

項目	内 容
1 協議会の開催	(1) 推進活動を円滑に進めるための協議会の開催
2 推進活動の実施	(1) 市民農園の開設、運営を円滑に行うための研修会の開催 (2) 市民農園の開設や運営改善、利用率向上を図るための調査・啓発活動の実施 (3) 市民農園において交流を図るためイベント等交流活動の実施 (4) 市民農園の運営及び市民農園を活用した交流活動を推進するための優良事例調査

第4 事業の申請

1 事業実施主体は、事業を実施しようとするとき、別紙様式1号により、県民局又は県民センター長（以下「県民局長等」という。）（（公社）ひょうご農林機構が事業実施主体の場合は農林水産部長）に申請するものとする。

なお、申請に当たっては、次の表の区分に応じ必要な経由機関を通じて行うものとする。

事業実施主体	経由機関	申請先
市町	なし	当該事業の区域を
農業協同組合、3戸以上の農業者の組織する団体、NPO法人	当該事業の区域を所管する市町長	所管する県民局長等
（公社）ひょうご農林機構	なし	農林水産部長

2 県民局長等は、前項の申請を受理したときは、別紙様式2号により承認を行うとともに、当該申請書及び承認書の写しを農林水産部長に提出するものとする。

また、農林水産部長が、前項の申請を受理したときは、別紙様式2号により承認を行うものとする。

第5 事業の変更

事業実施主体は、計画の内容等に、次の各号に規定するいずれかの変更が生じた場合は、速やかに第4の規定に準じて計画の変更申請を行い、必要な承認を得なければならない。

- 1 間接補助事業における事業実施主体の変更
- 2 第3に規定する内容の廃止又は追加

第6 補助

- 1 知事は、本事業の実施に要する経費について、農林水産部補助金交付要綱に定めるところにより、補助を行うものとする。
- 2 補助率は、補助対象事業費の1/2以内とする。
また、事業実施主体当たりの補助金額の上限は、250千円とし、予算の範囲内において補助を行うものとする。

第7 報告

- 1 事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月を経過する日又は事業を実施した年度の年度末のいずれか早い日までに、別紙様式3号により、県民局長等（(公社)ひょうご農林機構が事業実施主体の場合は農林水産部長）に報告するものとする。
- 2 県民局長等は、事業実施主体から前項の報告を受けたときは、提出のあった資料の写しを農林水産部長に提出する。
- 3 第1項に規定する報告は、第4の1の規定を準用し、必要な経由機関を通じて行うものとする。

第8 兵庫楽農生活センターホームページへの登録

事業実施主体は、本事業により新設又は運営改善に取り組んだ市民農園について、兵庫楽農生活センターの市民農園ホームページに登録するものとする。

第9 その他

- 1 知事は、農林水産部補助金交付要綱第15条により交付決定の取消し及び公表を行う場合や、地方自治法第221条第2項により調査及び報告を徴する場合がある。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「楽農生活推進対策実施要領（平成18年4月3日付け総農第1161号農林水産部農政企画局長通知）」は廃止する。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 年 月 日から施行する。

(別紙様式1号・市町等)

ひょうご市民農園推進事業 (変更) 申請書

番 号
年 月 日

〇〇県民局長 様

事業実施主体名
代表者名
住所
電話番号
E-mailアドレス

ひょうご市民農園推進事業実施要領（平成20年4月1日付け総農第1195号）第4の1（第5）の規定により、別紙のとおり申請します。

(別紙様式1号・公社)

ひょうご市民農園推進事業 (変更) 申請書

番 号
年 月 日

兵庫県農林水産部長 様

公益社団法人ひょうご農林機構理事長

住所

電話番号

E-mailアドレス

ひょうご市民農園推進事業実施要領（平成20年4月1日付け総農第1195号）第4の1（第5）の規定により、別紙のとおり申請します。

(別紙)

ひょうご市民農園推進事業 計画（変更計画・実績報告）書

市町名	事業実施主体名	市民農園名	開設(予定)年度

1 事業の目的（変更理由）

--

(注) 市民農園の新規開設をめざす場合は、どのような農園整備を検討するのか、また、運営改善に取り組む場合は、具体的な改善目標（利用率の向上目標など）も含めて記載すること。

2 事業の内容

(1) 協議会の開催

開催時期	構成員	主な検討内容	備考

(注) 印刷物を配布する場合は、印刷物の内容、配布数量、配布回数を備考欄に記入すること。

(2) 推進活動の実施

ア 研修会の開催

開催時期	参集者	主な研修内容	備考

(注) 印刷物を配布する場合は、印刷物の内容、配布数量、配布回数を備考欄に記入すること。

イ 調査・啓発活動の実施

実施時期	対象者	主な調査・活動項目	備考

(注) 印刷物を配布する場合は、印刷物の内容、配布数量、配布回数を備考欄に記入すること。

ウ 市民農園を活用した交流活動の実施

実施時期	目的・内容（実施場所・対象・参加予定人員等）	備考

(注) 印刷物を配布する場合は、印刷物の内容、配布数量、配布回数を備考欄に記入すること。

エ 優良事例調査の実施

実施時期	実施場所	主な調査項目	備考

(注) 印刷物を配布する場合は、印刷物の内容、配布数量、配布回数を備考欄に記入すること。

3 経費

項目	総事業費	補助対象経費	負担区分			積算の基礎	備考
			県費	市町費	その他		
市民農園 推進事業							
合計							

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了（予定）年月日

(添付資料) ※計画申請時に添付した書類と同じものは変更計画申請及び実績報告時には省略可。

- ① 事業実施主体が農業者の組織する団体の場合は組織の規約、構成員名簿
- ② 事業実施主体がNPO法人の場合は登記事項証明書、定款
- ③ 本事業で作成した印刷物 等

(別紙様式2号・市町等)

番 号
年 月 日

事業実施主体
代表者名 様

〇〇県民局長

ひょうご市民農園推進事業の（変更）承認について

年 月 日付け 第 号で申請のあった計画については、ひょうご市民農園推進事業実施要領（平成20年4月1日付け総農第1195号）第4の2（第5）の規定により承認します。

(別紙様式2号・公社)

番 号
年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構理事長 様

兵庫県農林水産部長

ひょうご市民農園推進事業の(変更)承認について

年 月 日付け 第 号で提出のあった計画については、ひょうご市民農園推進事業実施要領(平成20年4月1日付け総農第1195号)第4の2(第5)の規定により承認します。

(別紙様式3号・市町等)

ひょうご市民農園推進事業 実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇県民局長 様

事業実施主体名
代表者名
住所
電話番号
E-mailアドレス

ひょうご市民農園推進事業実施要領（平成20年4月1日付け総農第1195号）第7
の1の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙様式3号・公社)

ひょうご市民農園推進事業 実績報告書

番 号
年 月 日

兵庫県農林水産部長 様

公益社団法人ひょうご農林機構理事長
住所
電話番号
E-mail アドレス

ひょうご市民農園推進事業実施要領（平成20年4月1日付け総農第1195号）第7
の1の規定により、別紙のとおり報告します。